

発表と討論のまとめ

司会・まとめ 石田安実（横浜市立大学（2012年9月時点））

「リベラル優生学における問題——他者危害の原則の適用に関して——」

（演者・近藤弘美（お茶の水女子大学）2012年9月1日 上智大学）

近藤氏は、本発表で、リベラル優生学の倫理的立場（個人の選択にもとづく優生学的行為は道徳的に許される）を検討した。より具体的には、リベラル優生学がその主張をするにあたって、「他者危害の原則」を基礎に立論することが可能かどうかについて、発表者は、リベラル優生学を支持するニュージーランドの倫理学者ニコラス・エイガーの見解を批判検討しながら論じた。

近藤氏は、マルサス主義、新マルサス主義、イギリスの優生教育協会、アメリカ合衆国の優生学会設立運動、ドイツの人種衛生学、フランスの新ラマルク主義など、20世紀の優生思想に影響した歴史から説き始め、その歴史が、近代のリベラリズム（一種の自己決定主義）、および1990年代以降に飛躍的に向上した生殖医療技術によって可能になった遺伝子操作技術と結びついて、「リベラル優生学」が生まれてきたとする。そのリベラル優生学のうち、エイガーの主張する理論は、ヒト生殖細胞系列の遺伝子操作は、その操作が子供のライフプランにおける選択を妨げない限り道徳的に許される、とする。エイガーの論拠は、近藤氏の解釈によれば、リベラリズムの核たる自己決定原理に含まれる「他者危害の原則」である。すなわち、子供のライフプランを妨げる結果になる遺伝子操作は、子供に危害を加えていることになるから、「他者危害の原則」により許されないとするのである。今回の発表において、近藤氏によるエイガー批判の一番のポイントは、遺伝子操作に関する議論では、そもそも原理的に「他者危害の原則」を適用できないだろうというものである。というのも、遺伝子操作の結果が何であれ、操作される当事者たる子供がそれを評価判定するのは将来の時点であり、さまざまな理由で「ライフプランを妨げる結果になるかどうか」を決めることはできないからである（たとえば、さまざまな社会的・環境的要因で子供を取り巻く状況は変化するから、あらかじめ「ライフプランを妨げるかどうか」を決定することはできない。子供の好みや判断基準は将来、子供自身が選ぶのであるから子供のライフプランの選好を親が知ることはできない等）。

エイガーはその立論で、「Nature Principle」（「もし私たちが、未来の子供の染色体において所与の遺伝子の配列を変更しないことが許されるなら、私たちは遺伝子の配列を導入することも許される」という原理を援用するのだが、その意味と同時に、妥当性にも疑問が出された（森先生、山本先生）。多くの参加者が、「Nurture Principle は一般的には受け入れられないだろう」（森先生他）という意見であった。その一方で、エイガーの議論はわりと常識的範囲内の遺伝子操作を問題視にしているようであるので、その範囲内ではこの原理も道徳的に認められるのではないか、という指摘もあった（坪井先生）。「Nature Principle」に関する近藤氏の回答は、必ずしも明瞭とはいえない趣もあったが、それはエイガーの論自体に潜む不明瞭さではないか、という印象も受けた。

また、遺伝子操作が道徳的に許されるかどうかを論じるのに、「ライフプランを妨げる結果になるかどうか」だけを問題にしていることにも疑問が出された。エイガーの結果主義的な立論からすれば、それは当然の視点ではあるが、なぜそれだけが問題になるかの説明がやや不十分であろうというのが、参加者の大方の見方であった。「ライフプランを妨げる」とはどういうことかという点について、遺伝子操作のみならず改造やエンハンスメント行為によって、ある種の能力を備えた人間（腕が銃になっている人工人間や、並外れて足の速い人間）をつくるとはどういうことか、道徳的に許容できるか、などが論じられた。